

毒劇物管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項													
<p>公立大学法人 大阪府立大学</p>	<p>工業高等専門学校において、毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の管理状況を確認したところ、以下のような事例が検出された。</p> <p>1 公立大学法人大阪府立大学毒物及び劇物管理規程第5条によれば毒劇物は施錠できる専用保管庫に保管することが義務付けられているが、毒劇物の保管庫の鍵を専用保管庫がある部屋の入口近くの鍵がかからない引出しで保管しており、かつ誰でも持ち出せる状態のため、実質的に施錠されていない状態での保管となっていた。</p> <p>また、薬品受払簿に使用者名の記載欄がないため、誰が使用したかの記録も残らず、使用に際しての牽制もできていない。</p> <table border="1" data-bbox="638 804 1469 888"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>保管していた毒劇物の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施錠可能な保管庫（※）</td> <td>硝酸</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）鍵は多くの者がアクセスできる場所に施錠せずに保管</p> <p>2 定期的に毒劇物の残量をチェックしているとのことだが、以下の表のように帳簿上、残量に大きな相違があるはずの2つの薬品の液面の高さが、ほぼ同じであり、残量の正確性を確認できなかった。</p> <table border="1" data-bbox="638 1083 1469 1209"> <thead> <tr> <th>毒劇物種類</th> <th>薬品受払簿の残量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硝酸</td> <td>160.5mL</td> <td>瓶の形状はほぼ同様。液面</td> </tr> <tr> <td>塩酸</td> <td>200mL</td> <td>はほぼ同じ高さ</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	保管していた毒劇物の例	施錠可能な保管庫（※）	硝酸	毒劇物種類	薬品受払簿の残量	備考	硝酸	160.5mL	瓶の形状はほぼ同様。液面	塩酸	200mL	はほぼ同じ高さ	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、公立大学法人大阪府立大学毒物及び劇物管理規程に基づき、毒劇物を適正に管理されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【公立大学法人大阪府立大学毒物及び劇物管理規程】 （管理責任者） 第3条 毒劇物を適正に管理するため、毒劇物を使用及び保管する研究室等に毒劇物の管理を総括する者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。 （管理責任者の責務） 第4条 管理責任者は、毒劇物の使用及び保管状況を的確に把握するとともに、毒劇物使用者に毒劇物の適正な取扱い方法について指導、助言を行うほか、盗難等の発生防止及び安全管理に努めなければならない。 （保管方法等） 第5条 毒劇物は、一般の薬品と区別し、施錠できる堅固な金属製等の専用保管庫に保管し、保管庫は、地震等の災害による転倒事故を防止するため床等に固定するとともに、保管庫の棚から毒劇物の容器の転落を防止するための措置を講じなければならない。 （毒劇物の保管管理） 第7条 管理責任者は、化学物質安全管理支援システム（高等専門学校にあっては薬品受払簿）により毒劇物の保管数量及び使用量を把握しておくとともに、定期的に毒劇物の保管数量を照合して確認するものとする。</p> </div>
保管場所	保管していた毒劇物の例														
施錠可能な保管庫（※）	硝酸														
毒劇物種類	薬品受払簿の残量	備考													
硝酸	160.5mL	瓶の形状はほぼ同様。液面													
塩酸	200mL	はほぼ同じ高さ													

監査（検査）実施年月日（委員：一年 一月 一日、事務局：平成27年11月13日から同月18日まで）